

昭和四十四年十月

四日市市議会臨時会会議録目次

会議録署名議員の指名について	五
会期の決定について	六
市庁舎設計監理委託契約の締結について	六
議案説明：質疑、討論、議決	六
日程追加 緊急質問	八

ページ

昭和四十四年十月十三日

四日市市議會臨時會會議錄

四日市市議會

昭和四十四年十月十三日
十日 四日市市議会臨時会会議録

米田好兼速記

昭和四十四年十月十三日（月曜日）

○議事日程 第一号

昭和四十四年十月十三日（月）午後二時開会

第一 会議録署名議員の指名について

第二 会期の決定について

第三 議案第九三号 市庁舎設計監理委託契約の

締結について……………議案説明・質疑、討論、議決

○本日の会議に付した事件

第一 会議録署名議員の指名について

第二 会期の決定について

第三 議案第九三号 市庁舎設計監理委託契約の締結について

日程追加 緊急質問

○出席議員（三十九名）

六宮松增藤日早服長野生豊坪辻高志坂後
 平田島山井比川部川崎川田井橋積上藤
 豊良英泰義正昌鐸貞平妙誠力政長藤
 司勇一一郎平夫弘元芳蔵稔子二三一十郎
 君君君君君君君君君君君君君君君君君君

小小訓喜川加大大岩伊伊伊伊荒天味
 林林霸野村藤谷島田藤藤藤藤木春岡
 喜哲也定喜武久信太泰金武文一
 夫夫男等潔男正雄雄一一郎一一治雄郎
 君君君君君君君君君君君君君君君君君君

○欠席議員（四名）

山本勝君	前川辰男君	谷口專九君	笠田七衛君	吉垣照男君	山中忠一君	山口信生君	安垣勇君
------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------

○議案説明のため出席した者

建設部長 園浦和己君	総務部長 平井清三君	市長公室長 谷沢文男君	助役 加藤寛嗣君	助役 岩野見斉君	市長 九鬼喜久男君
------------	------------	-------------	----------	----------	-----------

○市議会事務局

事務局長 鷺野正和君	次長 森正太郎君	議事係長 小坂靖君	主事 柴田静良君	主事 板崎大之丞君
------------	----------	-----------	----------	-----------

午後二時二十九分開会

○議長（服部昌弘君） ただいまから昭和四十四年十月、四日市市議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員は、三十七名であります。

本日の議事につきましては、お手元に配布いたしました議事日程により取り進めたいと思っておりますから、よろしくお願いたします。

要求いたしておきました議事説明者の氏名は、お手元に配布いたしました要求書写のとおりであります。

○議長（服部昌弘君） これより会議を開きます。

日程第一 会議録署名議員の指名について

○議長（服部昌弘君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行いません。
会議録署名議員は、会議規則第七十六条の規定により議長において岩田君及び宮田君を指名いたします。

日程第二 会期の決定について

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第二、会期の決定についてを議題といたします。
今期臨時会の会期は、本日一日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。よって、会期は一日間と決定いたしました。

日程第三 議案第九十三号市庁舎設計監理委託契約の締結について

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第三、議案第九十三号市庁舎設計監理委託契約の締結についてを議題といたします。
す。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまご上程の議案についてご説明申し上げます。

議案第九十三号は、市庁舎設計監理委託契約案でありまして、このたび公会堂敷地あとに建設しようとする市庁舎の設計監理を随意契約により、金額三千三百万円をもって東京都中央区西八丁堀二丁目四番地株式会社山下寿郎設計

事務所と設計監理の委託契約を締結いたしたくご提案申し上げます。であります。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（服部昌弘君） ご質疑がありましたら、ご発言願います。ご質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
別段ご質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。ただいま議題となっております議案第九十三号については、委員会の付託を省略し、直ちに採決を行ないたいと思えます。これにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。

それでは、議案の採決を行ないます。原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。よって、議案第九十三号市庁舎設計監理委託契約の締結については原案のとおり可決されました。

○議長（服部昌弘君） 暫時、休憩いたします。

午後二時三十五分休憩

午後二時五十八分再開

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、おはかりいたします。橋北地区元東洋紡績あと地について、大谷君から緊急質問の通告があります。大谷君の緊急質問に同意のうえ、この際日程に追加し、発言を許すことに異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（服部昌弘君）　ご異議なしと認めます。よって、大谷君の緊急質問に同意のうえ、この際日程に追加し、発言を許すことに決しました。

大谷君の発言を許します。

大谷君。

〔大谷喜正君登壇〕

○大谷喜正君　私の緊急質問を日程に追加していただき、貴重な時間を与えていただき、各位にご迷惑をおかけしますことをおわびいたします。

九月の定例議会が終わりました直後の下旬ごろ、橋北地区内の元東洋紡績社宅のあと地に、突然とブルトーザーによって整地作業が始まり、敷地七千坪（二三、一〇〇平方メートル）ほどの外周にはものしく鉄条網を張りめぐらして、付近の住民としては何事が起こるかという思案げに思う間もなくして一昨十一日から巨大な輸入木材を積んだ大型トラックが、道路をほとんど占有するような状態で搬入し、あっとい間にその木材が山のように集積されだして、ただ地元住民は夢のようなできごとに驚いて、道路の交通状態にひどく迷惑をこうむりながらもぼう然と見守るのみであったのであります。

そのことを知った私は、いろいろの前後の事情を付近の人々から聞いてみますと、大よそ次のようなことが明らかになってきたのであります。

九月の下旬ごろにある筋から、この土地は一志木材有限会社が買収して木材置き場に変更するようになったので敷地内の一部の住み方々が、蔬菜等をつくっている人々があり、その方々に対して、至急にその蔬菜を取り除いてほしいと、こういう通知を関係者は受けたのであったそうです。さらに、道路の南側の二万余坪（六六、〇〇〇平方メートル）にわたる工場のと地は、公害防止事業団の手によって具体的に何らかの事業が決定しているんだということもつけ加えてお話があったことだそうです。

以上の二点につきまして、不用意にも私は初耳であり、実に驚いたのであります。前者の場合におきましては、現実に目の前にはっきりとその姿があらわれて、疑う余地のないところでありますけれども、後者の場合におきましては、その事実があらわれてないことはいえ、土地の所有者が同一者である以上、もっともらしき情報となって地区内に流れている事実を知ったときに、地区住民はこの二つの問題についていろいろと憶測を重ねて、そのことが政治への不信と結びつくような心配が多分に感じられますので、さらに明後十五日には、羽津、海蔵、東西両橋北地区四地区の自治会長会議が催されて、市長以下関係理事者もご出席されるやに承っておりますが、その席上でも、いま私が申し述べましたようなことが緊急課題として持ち出されるようにも漏れ聞いているのであります。

そうした観点から、私はかねがねこの土地のことについては自分の住まいする地域でもある関係上、機会あるたびにことに議場におきましても、その他の場所におきましても意見を申し述べ、あるいは論議をかわした一人といたしまして、できがたい緊急問題とはいえその真相だけは、少なくともきょうの機会が最も私は、先ほど申し上げたような理由のもとに適切かというように判断をいたしまして、たいへん各位にご迷惑をかけて緊急質問を申し上げるような次第であります。

市長以下関係理事者各位におかれまして、従来この土地問題のもろもろの論議がかわされております中をいろいろ

と会議録等を読んでみますときに、きわめて抽象的でご答弁がなされておりますが、先ほど申し上げたような意味もございまして、具体的に、あるいは大胆なご答弁をお願いするわけですが、しかしながら、即答できないような点もあろうかと思っておりますので、そういった点につきましては十分ご検討をされまして、いずれにおいても慎重な答弁を望むものであります。

まず質問の第一点。問題の一志木材が買収いたしました住宅のあと地は、昨年ごろから数十戸の家屋の解体が始まりました、本年の春ごろと記憶いたしますが、その全部の取りこわしが終了いたしましたとして、従来から使用されておりましたグラウンドの面積を含めて約七千余坪（二三、一〇〇平方メートル）と聞き及んでおります。この七千余坪の土地の利用については、道路を隔てた南側の二万余坪（六六、〇〇〇平方メートル）にわたる工場あと地をも含めて合わせた面積を地元はもちろんのこと、本市発展のためにもつながる活用に使い、私は希望と意見をいまままで持ち、住民はもちろんのことその気持ちを強くいたしていただいております。なぜならば、その希望と強い期待を持っていただ理由について簡単に二、三の理由をあげますと、まず第一に社宅用地の七千余坪と工場あと地の二万余坪は、いま申し上げたように所有者が同一者であって、ともに一括して売却したいという方針を早くから示されていたことは、ご承知のとおりであります。理由の第二に、所有者は東洋紡績の系列会社であって、親会社の東洋紡績は本市とも長年にわたって深いつながりを持ち、かつ山手代議士とも特別な関係があつて、同氏を通じて本市の公共用に利用のためなら特別のはからいのある意思表示も、われわれは直接聞いていますのであります。

理由の第三に、いまの四日市市の旧市街地で、まとまったあき地並びにそのあき地を売却するという意思は比較的小なく、たまたまこの二万七千余坪（八九、九〇〇平方メートル）にわたるあき地は、非常に価格の上におきましても、立地条件的な上に立ちましても非常に条件が整っているように感じられるのであります。

こうした思いつきの二、三の理由を申し述べたような観点から、私は次の点についてお尋ねいたします。

第一に、一志木材がこの土地を買収したのは最近のことでありますけれども、市の理事者はたびたびと議会で論議されていた問題の土地でありますので、その当時からどのような交渉経緯をご存じであったのか、ご存じであったものならば詳細にご報告を願いたいと思ひます。

第二に、この一志木材が昨年、富田の海岸地帯におきましてたくさんの木材を集積して、地元の方々から台風季に非常に流木のような形になって災害をもたらす危険性があるので、地元の方からは俗にいう追い出しを食った姿が、あの二万余坪（六六、〇〇〇平方メートル）にわたる東洋紡の工場あと地へかりに賃貸借契約によって集積されたことは、ご承知のとおりであります。そういうような経緯によって町の美観の上からも、あるいは水害、火災あらゆる公災害の見地からも、また最近の交通事情においても、少なくとも橋北だけでなくどの地域におきましてもそういったものを好んで受け入れようとするものはないと、私は確信いたします。

そうした危険を伴うような施設あるいは場所が、あの地域に今後永久的に残されていくという問題については、いろいろと問題があるうと思ひますので、市のほうが行政的指導の見地から、所有者であります一志木材に対してなるべく早い時期にそれを指導して、適当なところへ移転させようとする心がまえがあるかないかということが、お尋ねする第二点であります。

第三点には、この土地に隣接いたします近くにおきましては、都市計画事業が一部未完成であり、将来、区画整理事業も必要かと考えられ、また西に国道一号線、東に名四国道を持つ唯一の連絡道路ともなり、そういうような場所でありながらもこの地点には歩道がないのであります。この歩道の必要性につきましては、たびたびと関係者のほうから要請されておりますが、いまなお家屋の移転その他等の問題が残されておりましたして実現を見ていないのでありま

す。そういうことが遠からず実現されるべきではありませんが、その際に換地の問題、移転の問題等々を考え合わせ
てみますと、きわめて立地条件的に私はもよりのな土地であるということをおかねがね気づいており、関係者にも意見と
して具申いたしておりましたが、もしそういうような時期になったときに、これを失ったことによって市のそうした
事業が非常に大きな障害となつてあらわれはせぬかということをお考えするとき、何かそれに対処できるだけの代
案をお持ちなのであるかということが、第三点として伺いたいのであります。

第四番目に、七千余坪（二三、一〇〇平方メートル）の敷地内には防火水槽が二カ所、市の、これは農道であるか
公道であるかいまは明らかでございませぬが、防火水槽的な施設も残されております。たぶんこれは会社自体が相当
以前に直接築造されたのだらうと思ひますけれども、かかる多数の木材を集積する土地において火災の危険がまずだ
れにでも一番心配されますが、そういったような点についてのお考え方をどのように具体的に御持ちであるかとい
うことについての点を、第一点として明らかにお願いしたいと思います。

次に質問の第二点は、工場のと地約二万坪（六六、〇〇〇平方メートル）は、ご承知のように戦災後二十四九年
余を経て現在も焼あとのまま放置されて、その間には雑草から発生する毒ガのために付近の住民が長年苦しめられ、
また自衛隊の出勤まで要請するという大騒ぎまで演じ、しかもその結果尊い人命まで失われたというような問題は、
いま私どもの記憶の新たなところでもあります。この間地元の住民といたしましては、たびたび市に対して陳情を重ね
たり、あるいはその対策についての問題を議会でも論議がかわされ、先ほど申しましたようないろいろな諸問題も総合
して考えてみますと、その後数年の日月を要しながらも今日まで一向にそれが進行されていないことをみるのであ
ります。

また聞くところによりますと、橋北地帯の公共下水道事業が昨年から事業年度に入って、本年第二年度目に入つて
いるわけですが、この処理場の用地を、いまの二万坪（六六、〇〇〇平方メートル）の敷地の中に求めようというよ
うな計画もあるやに聞いております。

しかしながら、この用地の買収さえも今日なお未処理のまま、そのままの状態になっておりますことが原因して
なのか、あるいは他に原因があるかも知れませんが、私の感ずるところでは、このような公共下水道事業もその用
地買収のためにおくれとりはせぬかという疑いさえも持ちたくないのであります。などなどの理由を考え思ひあわせ
てみますときに、その問題についてお尋ねいたしたい第一点は、この土地問題とも関連して市長以下関係者が東洋紡
績とどの程度までお話を続けられ、その結果がどういふ実情になっておるかという点についてであります。

次に、冒頭申し上げましたように、公害防止事業団の手によって何か具体的な事業を決定されたかのように聞いた
のですが、その真相についてお差しつかえない範囲でお漏らしを願いたい。

さらに、最後に二万余坪（六六、〇〇〇平方メートル）にわたる緑地指定地に対する今後の市の計画、方針につ
いてであります。これは、いろいろと慎重にご検討されたうえでないと困難かと思ひますが、もしはつきりしておれば
お漏らし願ひ、あるいは、未確定なればご答弁をご遠慮願ひてもけっこうかと思ひます。

以上につきまして、慎重なお考え方のもとにご答弁をわずらわしい。市長、ほんとうですぞ。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまの東洋紡と地二万七千坪（八九、一〇〇平方メートル）のご質問に対してお答
えを申し上げます。

この土地につきましては、私も過去の議会におきまして再度にわたつていろいろご質問に対してお答えを申し上げ

ました。その間いろいろ変化もあったわけですが、大体この土地につきましては、平田市長当時からいろいろと懸案の問題もございましたし、また伊藤佐七元東洋紡会長の存命中には、東洋紡の発祥地でもございますので、東洋紡記念公園として東洋紡が後援をしたらどうかというお話もございました。しかし、その後繊維業界の不況に伴いまして、東洋紡もぜひともこれを高く売りたいというような方針に変わったのではないかと考えられます。その後昭和四十二年になりまして、建設省にございますところの都市開発資金というものがござります。四十二年度に約四億円の予算を国として計上いたしておりますが、それをぜひ四日市にご適用を願って買収してもらいたい。

そういうような関係から、都市開発資金を活用してこれを公園化しようというような事業計画も持ちました。しかし、いずれも不調に終わりました成功しなかつたわけでございますけれども、ただいまご質問のございましたように七千坪（二三、一〇〇平方メートル）については、一志木材が買収をしたということを私も少し前に伺ったわけでございますが、これらの交渉経緯につきましては、買収の交渉経緯につきましては私は詳細には存じておりません。ただ、元所有者の東洋商事の役員の方が私のところへ二回ばかりお見えになりました。東洋商事としてホテルをつくるとか、自動車練習所をつくるとかいろいろの構想はあるんだ、何かいい方法はなからうかというような相談も受けたことも、東洋商事から受けたことも事実でございますけれども、東洋商事のほうでもいずれも活用方法を見つけることができずじまつたわけでございます。

結局、単価の問題と、当時二万五千円というようなことをいっていました。東洋紡は二万五千円。それから、都市開発資金もうまく活用できなかったというように、四日市としても今日までじんぜん日を過ごしたわけでございますが、ご指摘のように一志木材が買収をされて、将来これをどういうぐあいに利用計画を持っておられるのか。当座的に材木置き場として使うのかどうかというように、一志木材当局者とよく会って一度検討をさせていただきます。

していただきたいと考えます。どういうように活用するのか、はたしてそれが移転できるものであるかどうかというように、一志木材当局者と交渉をさせていただきたいと考えます。

ともかく、私が話をしておりました当時は、東洋紡の総務部長等にも二回ばかり会いましたわけでございますけれども、なかなか高いことをいっておりました。安くはできないと。ちようど、申し上げましたように繊維界の不況が重なっておったわけでございます。なかなか高いことをいっておりました。それで、現在、道の北側の七千坪（二三一〇〇平方メートル）だけが民有地でもござりますし、かつてに商いをされたというようなことでござります。その後、道路の南側の約二万坪（六六、〇〇〇平方メートル）につきましては、ただいまご指摘のように下水処理場並びにポンプ場としての三千坪（九、九〇〇平方メートル）を除いた一万七千坪（五六、一〇〇平方メートル）を緑地というように、これは東洋紡にももちろんお話は申し上げました、というように、一志木材が買収された用地の活用方法と、工場側のどのようになっているかという点につきましては、幸い南側には歩道はございますので、しかもこの道路が将来、国道一号线と名四国道とを結ぶ道路といたしましても重要性がありますし、また場合に よりましては、名阪国道との関連においても重要視しなければならぬ道路であろうかと思えますので、将来は区画整理という問題を考えて下水、歩道、道路整備というように、一志木材がこれを木材置き場として使う場合の防火対策でございますが、一応台風、伊勢湾台風のようなあ

区画整理をするのかどういふことになるのか、片側の北側には歩道もないではないかというようにご指摘でございますが、これは道路のすでに一志木材が買われた用地の活用方法とも、工場側のどのようになっているかという点もあつて、幸い南側には歩道はございますので、今後どのような歩道をどういふようにしていくかという点につきましては、幸い南側には歩道はございますので、しかもこの道路が将来、国道一号线と名四国道とを結ぶ道路といたしましても重要性がありますし、また場合に よりましては、名阪国道との関連においても重要視しなければならぬ道路であろうかと思えますので、将来は区画整理という問題を考えて下水、歩道、道路整備というように、一志木材がこれを木材置き場として使う場合の防火対策でございますが、一応台風、伊勢湾台風のようなあ

あいうようなことは、将来は防潮堤もできておりますし、考える必要はなからうと思っておりますけれども、万々のことを考えて、そういうような台風時あるいは火災のようなときの準備等につきましては、消防署等も介入をさせましてよく注意をさせたいと思います。

二万坪の土地の問題でございますが、ただいま申し上げましたように、下水道事業の関連は約三千坪（九、九〇〇平方メートル）の土地を予定をいたしております。これは市としてもどうしても買収をしなければならぬものであると思っておりますし、この土地につきましては現在市の、私のほうの考えておる点につきましては、大体このような結論を得ておるわけでございます。

自治省に都市開発資金という、簡単にいいますと開発公社のようなもので、十万以上の都市に自治省が設置させようという考え方を持っております。もちろん府県もそういう団体に指定されるわけでございますが、そうして、そういう都市開発資金に対しては土地の用途を制限せずに、先行買収するために起債を認めようというような制度がございます。四日市市も開発公社もございませぬけれども、いろいろそういう恩典もございませぬので、道路、スポーツ施設用地あるいはその他公園施設等、住宅用地等いろいろの土地に使えるわけでございますので、ぜひとも新しい年次には、この都市開発資金というものを設置させていただきたいと考えておりますが、その都市開発資金でこれを買収したかどうかと。そしてまた建設省におかれましても、そういう資金の金を使おうかどうかと。緑地にも指定をされておるんだから、長期計画的に、約三分の一くらいの補助金を長期計画的に見ようではないかというような話が出てきております。そういう関連で、四日市市といたしましては、できればこの土地を確保したいというように現在では考えております。

二万坪（六六、〇〇〇平方メートル）の活用方針でございますが、こういう線に従って児童公園にするかあるいはグラウンドにするか、その時点におきましてご相談させていただきます。いろいろ考えたいと思っております。

公害防止事業団事業の可能性につきましては、当初からあまりこういう話はございませんので、公害防止事業団事業というものは、この土地につきましては考えておりません。この公害防止事業団事業といたしましては、午起の十万坪（三三〇、〇〇〇平方メートル）の復元する土地につきましてお願いをいたしておるわけでございまして、この東洋紡あとの二万坪につきましては、公害防止事業団の事業の予定はございません。

以上、簡単でございますが――。

○議長（服部昌弘君） 大谷君。

〔大谷喜正君登壇〕

○大谷喜正君 お尋ねいたしたい七〇％くらいは、市長の適切なご答弁によって了解されるのであります。若干私の質問の技術がまずい点もあるかと思えますが、重ねてお尋ねをいたします。

七千坪（二三、一〇〇平方メートル）の一志木材が買収いたしましたその買収するまでの経緯につきましては、ただいま市長も明らかにご説明されたとおりに、会社のほうから事前にそういう相談は受けたいけれども、価格その他の財源調達の方法によって話の成立ができなかった、こういうご説明であります。そのお考え方の裏には、七千坪もあわせてほしいんだということが逆に考えればご意思があったかのように伺うわけです。もちろんそう願うものであります。

ところが、私きょうこの質問をさせていただく前の昨日、山手代議士の事務所の方に水谷という秘書の方がおいでなんです。この方に、今回一志木材が買収するまでの経緯の概要を大づかみに聞いたのです。この方のお話でありますから、それが全部百分の百まで正しいとは受けとめてもおりませんし、またそのようなことをご了解願ってお

聞き取り願いたいのですが、今回の七千坪は、一万五、六千円の価格で契約が成立したことを私は水谷氏から昨日聞きました。いまの市長のお話ですと、その時期がいつごろかわかりませんが、二万五、六千円というお話であったそうです。またそうであったと私も信じます。

ところが、一年も二年もたつてからなればとにかく、わずか半年たらずの期間の間と想像されますが、その期間に一万円の差額があるということは、これは買える買えないというものの大きく左右する単価であると思います。結果においては、もし水谷氏のいわれる値段が正しいとすれば、相当の差額があります。これは売り手と買い手でありますので、ただその市長の責任を責めるという意味ではございませんが、やはりそこには業者は業者らしい買い方の秘訣もあるでしょうし、市長は元来きまじめすぎて、ややもするとそういう商才には不適當なことばであったかと想像されるわけですが、いずれにしても本年の春ごろに橋北の地元におきまして、各自治会長を中心とした団体の責任者の方々を数十名お集めになって、そしてその席上で七千坪を含んだ全部の土地の今後の活用のしかたについては会社側も相当以前と違った態度で、早く処分をしたいので地元住民の方々も何かいい案があれば教えてほしい、私も及ばずながらそういったことについては力強い協力を借しまないと、こういう機会があったのです。私は、確かに非公式にその問題を両助役の前でお話した記憶もございます。

そういうことはとにかくといたしまして、私余分にむだなことを申し上げるようかもしれませんが、一万五、六千円で買えたものが、せっかくと買収しようとする意欲がありながらも買収することができなかった点については、心さびしく思いますので、いまからでもおそくないと思えますが、一志木材には申しわけないことではありますけれども、その辺の交渉を適切にされまして、なるべくすみやかにこういう都市の環境を害するような木材置き場が他に移動できるように、ひとつ懸命の努力を願いたいと思います。その期間が一日でも早いことを望み、また一日でも長く

置くことが公災害をもたらす大きなゆえんともなろうと考えられますので、存置期間中におきましては、災害防止のために万全の措置と行政指導を適切に施していただきたいことを希望いたします。これについてのご答弁は、けっこうであります。

その次に、問題の土地の中心を走っている俗にいう六間道路でございますが、片側に歩道があるから、裏を返せば片側くらいなくてもしんぼうできるだろうと、こういうことにも解釈できないことはありませんが、これは市長、とんでもないお考え方違いであります。いまの南側についております歩道は、ほとんどといっていくくらい人通りのないところでありまして、ことに西から東へ向いていきますバスの乗降客は、あの一番危険なところで乗り降りをするわけであります。したがって、そういった人命尊重とでもいいますように交通安全にするためには、まずこういったところから手がけるべきであろうということを私は特に強調したのであります。かかる現状を十分担当部課長のほうにおいて検討されまして、可及的すみやかにこの解決についての実現をはかっていただきたいことは当然であります。この立ちのきその他の問題等々を考えてみますと、その隣接するまず用地の確保が先決かと思えます。

いまも公共下水道の処理場用地について触れましたのですが、この問題も去る定例会において、私は五カ年計画で橋北地帯の公共下水道事業を完成するといわれましたときに、ご注意申し上げたことを思い出していただけたらと思えますが、何としても先へ手を打たねばならないことは用地の確保、その用地の確保が処理場の問題にいたしても、あるいは区画整理事業を進める上におきまして、せっかくともよりのところによい土地があるのにも、そういったものをみすみすと努力の足りなさから失うということについては、本市百年の大計を誤るということにも私は結びつくのではないかと考えるのであります。そういう点については、若輩の私からとやかく申し上げるまでもございませんが、何かもう一段というところに市長の努力、あるいは関係理事者の熱意というものが欠けているように思うので

あります。

余分なことでありますが、この問題だけではなくて、すべての今日の市の行政が、そういったようなところにいるんな話題を巻き起こして、われわれもその心配の一人に加わって、いやなことばであなた方にご注意申し上げたくなるわけにあります。かかる問題については、十分ひとつご検討されたい。

なお、二万余坪（六六、〇〇〇平方メートル）に対する考え方につきまして、都市開発資金制度ですかそういったようなせつかくと好ましい道が開かれておるとすれば、この機会には十分そういったレールをお引きになって、せつかく引いたレールが上を機関車が走らないことのないように、格別にひとついまから至急に取り組んでいただきたいことを希望いたします。私の質問を終わります。

○議長（服部昌弘君） 以上をもちまして、本臨時会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、十月臨時市議会を閉会いたします。

午後三時三十八分閉会

右、地方自治法第二百二十三条第二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長	服	部	昌	弘
署名議員	岩	田	久	雄
署名議員	宮	田		勇